

介護保険「高額介護サービス費」の一部上限額が変わります

「高額介護サービス費」とは…

介護サービスを利用した場合の利用者負担には、月々の負担上限額が設定されています。1ヶ月に支払った利用者負担額が一定額を超えた場合「高額介護サービス費」が支給されます。

負担上限額の一部変更について

これまでの利用者負担段階区分の「世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方」の上限額が 37,200 円から 44,400 円に引き上げとなります。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間 446,400 円（37,200 円×12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。（3年間の時限措置）

平成 29 年 7 月までの自己負担の上限

区 分		上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※		44,400円 (世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方		37,200円 (世帯)
世帯全員が市町村民税が非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以上の方	24,600円 (世帯)
	・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
	生活保護の受給者	15,000円 (個人)



平成 29 年 8 月からの自己負担の上限額

区 分		上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※		44,400円 (世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方		44,400円 (世帯)
世帯全員が市町村民税が非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以上の方	24,600円 (世帯)
	・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
	生活保護の受給者	15,000円 (個人)

※同一世帯内に、65歳以上で課税所得 145 万円以上の方がいて、収入が単身 383 万円以上、2人以上で 520 万円以上ある方

【問い合わせ先】

介護保険課
TEL 0194-61-3355

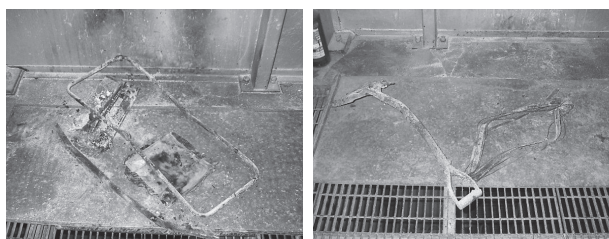


ごみの適切な分別にご協力ください

久慈地区ごみ焼却場の焼却炉の中から、鉄製の大型不燃物等が発見される事例が増えています。不燃物は、焼却炉に投入されても燃えずに残り、取り除くために焼却作業を一時中止することもあるほか、焼却炉を損傷させるなど施設の寿命を縮める大きな原因となります。

久慈地区ごみ焼却場は、建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。当広域連合では、この施設を適切に管理しながら、少しでも長く使い続けたいと考えています。

そのためにも、家庭から出るごみの分別はもちろんのこと、事業者の皆様も、ごみの適正な分別に一層のご協力をお願いします。



燃え残った不燃物（パイプイス、鉄製スコップ等）

古着の回収について

久慈広域連合の構成市町村（久慈市・洋野町・野田村・普代村）では、古着回収BOXを設置し、古着リサイクルに取り組んでいます。現在、久慈地区再資源化処理場への直接搬入も可能となりますので、ご利用ください。

なお、ご利用の際は衣類と衣類以外（服飾雑貨やバッグなど）のものは別々の袋に入れて持ち込んでください。



久慈地区し尿処理場からのお知らせ

久慈地区し尿処理場では、平成 29 年 11 月に施設の補修工事を行います。工事期間中は、汲取り業者がすぐに対応できない場合がありますので、早めの収集依頼をするようにしましょう。

また、お盆前も申込みが集中することが予想されますので、汲取り業者へのご依頼は余裕をもって行ってください。

なお、汲取り料金は速やかに依頼業者へ支払うようにしましょう。

【問い合わせ先】衛生課 TEL 0194-66-9090